

【育児・介護休業法】

労働者が申出を行うことによって育児休業(1歳に満たない子を養育するためにする休業)・介護休業(要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業)を取得することを権利として認めている法律です。

【ドメスティックバイオレンス】

配偶者や親密な関係(恋人や婚約者など)にあるパートナーからふられる暴力をいいます。2001年10月に、DV防止法が施行され、法的に公の力で暴力の防止と被害者を保護する体制がとられています。

【男女雇用機会均等法】

1986年から施行。事業主が女性労働者の募集、採用、配置及び昇進については男性と均等な取扱いをする努力義務を課し、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇については男性との差別的取扱いが禁止されました。1997年に一部改正。事業主の努力義務であった募集、採用、配置、昇進についても女性に対する差別を禁止しました。2007年4月には、男女双方への差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠、出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止など、再び改正されます。

【セクシャルハラスメント】

相手の意に反した性的ないやがらせのこと。相手の意に反した性的な発言や行動、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布などさまざまなものが含まれます。

家庭

家族の一員として
家庭で何をしたらいいか
みんなで考えてみましょう

- ・家族みんなで家事の役割分担の話し合いをしましょう。
- ・夫も一緒に子育てに関わり、親子共に生きる喜びを体感しましょう。
- ・家族みんなで高齢者や病人の介護と自立を考えましょう。
- ・家庭内や家族間でドメスティックバイオレンスに気づいたら相談しましょう。

話し合っていますか 家庭の役割分担

- ・男女混合名簿の導入を推進して男女平等の意識を育みましょう。
- ・日常の進路指導や生活指導の教育活動をとおしてジェンダーの理解を深めましょう。
- ・保護者会に男性も積極的に参画し子どもの将来を共に考えましょう。

学んでいますか 男女平等の意識

学校

一人ひとりの個性を
育むことを大切に
子どもの将来を
考えましょう

【メディア・リテラシー】

テレビ・新聞・雑誌・インターネット等あらゆる情報について、単に受動的に吸収し信じるのではなく、情報源の確認なども含め、批判的視点を持って能動的に情報を読み解く能力を意味します。

【男女混合名簿の推進】

男女別の名簿をさまざまな場で繰り返し用いられることにより、「男は先・主・優、女は後・従・劣」という意識を生み出す原因になっているのではないかと指摘があります。五十音順や生年月日順などによって男女を一緒にした男女混合名簿を用い、幼児教育・学校教育・社会教育などすべての教育の場面において、性別で区別することなく、一人ひとりの個性を尊重することと男女平等意識を育む取り組みのひとつです。

【男女共同参画社会基本法】

1999年6月成立。男女が互いにその人権を尊重しながらも責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、その取組を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。5つの基本理念を定め、この基本理念にのっとった国、地方公共団体、国民の責務及び男女共同参画社会の形成に向けた施策の基本的事項などを規定しています。

【NPO】

Nonprofit Organizationの略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。1998年に活動を支援するための特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法が成立。福祉・まちづくり・男女共同参画・環境などさまざまな分野で活動を行っています。

男女共同参画社会

男性と女性が共に協力しあいながら
お互いの個性と能力を生かし合っていく社会です。

進めていますか ワーク・ライフ・バランス

見直していますか 慣習・慣行

職場

個性と能力が十分に
発揮できる職場のしくみを
工夫しましょう

- ・職場での女性の労働環境を真剣に考えてみましょう。
- ・自分らしく生きられる雇用形態、就労形態となっているか見直してみましょう。
- ・男性の育児休業の取得を促進しましょう。

- ・ジェンダーに敏感な視点を持ち、社会制度の見直しに努めましょう。
- ・自分たちのまちは自分たちの手でつくる地域活動を推進しましょう。
- ・女性も自治会の運営に積極的に参画しリーダーシップを発揮しましょう。

地域

だれもが参画しやすい
雰囲気づくりを
していきましょう